

『一分マスター行政書士 重要条文編』新情報による差替え 平成27年12月7日現在

ページ	箇所	現表記	新規差換え
91	ポイント	総代は、特別の委任をうけた場合だけ不服申立ての取り下げをすることができます。取下げは、権利利益の保護をあきらめる行為ともいえるので、いくら総代でも、他人である以上そこまでの権限を認めるべきではないからです。	削除
230	問題230	未成年後見人は、 <input type="text"/> でなくともよい。	未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で <input type="text"/> を指定することができる。
231	解答230	1人 →842条	未成年後見人 →839条1項